

原子力災害発生時の対応

～児童在校時～

原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域災害計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係町等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設である福島県原子力災害対策センター（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、関係町、事業者及び防災対策関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

（県・市災害対策本部から事故発生のお知らせ）

※ 災害対策本部を設置する可能性のある町は、広野町、楡葉町、大熊町、浪江町

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺町から通学している生徒の有無を確認し、その生徒がいる場合には、その地元町の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従い、生徒を帰宅させるなどの措置（帰宅先が避難区域内である場合には、指定された避難所に向かうよう指導。）を講じる。（事故の通報は、県内全市町村にFAX送信されるので、学校所在市町村役場に情報を確認する）

初期対応

引き渡し

- 1 校長：児童等に校舎内待機を指示し、市対策本部に対処法を確認
- 1 校長：災害対策本部の指示を職員に周知
- 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童等の引き渡し

市対策本部から「屋内退避」指示が出た場合

引き渡し

- 担任は、人員を確認し、教頭へ報告
- 養護教諭は、負傷者への対応

災害対策本部の設置

- 校長は、災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

第1次対応

- 1 本部長：業務の指示（以下2～7）
- 2 総務班：児童の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ、災害無線等からの地震の規模、余震の可能性、津波等の2次災害の危険性、各班からの報告）
- 3 避難誘導班：待機児童の安全確保、健康観察、通学路の状況調査
- 4 救護班：負傷者への対応、救急隊引き渡し、保護者への緊急連絡
- 5 消火・施設点検班：行方不明者捜索、消火、施設の被害状況調査
- 6 搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火金庫等の状況把握と搬出すべき重要書類等のリストアップ
- 7 避難所開設・運営支援班：第1次避難所の安全確認

第2次対応

- 1 本部長：各班の報告から、復旧活動か繰り上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～7）及び教育委員会への被害状況報告
- 2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応
- 3 避難誘導班：（繰り上げ下校の場合）道路状況と交通機関の運用状況を踏まえ、下校させる児童に対して安全指導、学校に待機させる児童に対し保護者への児童等の引き渡し
- 4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引き渡し
- 5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回路措置
- 6 搬出班：重要書類等の搬出、保管
- 7 避難所開設・運営支援班：第1次避難場所の開設準備

保護者への引き渡し

※ 引き渡し完了後、本部長へ報告